

## 消費者支援功労者表彰等について

### 1 表彰の沿革

- ・消費者利益の擁護・増進のために各方面で活躍されている個人を表彰する制度として、昭和60年より実施
- ・内閣府特命担当大臣表彰として実施してきたが、平成21年度の消費者庁の創設に伴い、平成23年度からは内閣総理大臣表彰を筆頭としたものに格上げし、あわせて「ベスト消費者サポーター章」も新設
- ・現在は、個人だけではなく、消費者団体・グループも表彰等の対象としている。

### 2 表彰の種類

- ・内閣総理大臣表彰  
極めて顕著な功績があったと認められる者
- ・内閣府特命担当大臣表彰  
特に顕著な功績があったと認められる者
- ・ベスト消費者サポーター章  
顕著な功績があり、広く社会に紹介するに足りると認められる者